

**令和 6 年豊後水道を震源とする地震
(震度 5 強) 支援制度一覧
(第 3 版)**



宇和島

令和 6 年 7 月 1 日 現在

目次

1. 相談窓口

- 01 暮らしの相談窓口（被災者生活相談）……………P.1
- 02 被災者生活・健康支援（心身についての相談、心の相談、こども心身ケア）……………P.2
- 03 被災高齢者の相談支援……………P.3
- 04 法律相談……………P.4

2. 住宅支援

- 01 宇和島市ボランティアセンター……………P.5
- 02 市営住宅の一時使用……………P.6
- 03 ブルーシートの配布……………P.7
- 04 災害復興住宅融資……………P.8
- 05 木造住宅耐震改修等事業補助金……………P.9
- 06 被災者住家修理支援事業……………P.10

3. 生活支援

- 01 生活福祉資金貸付（福祉資金：一般貸付）……………P.11
- 02 災害弔慰金……………P.12
- 03 災害障害見舞金……………P.13
- 04 被災見舞金の給付……………P.14
- 05 個人番号カードの再発行手数料免除……………P.15
- 06 国民年金保険料の免除（災害分）……………P.16
- 07 国民健康保険料の減免……………P.17
- 08 後期高齢者医療保険料の減免……………P.18
- 09 地震によるごみの処分……………P.19
- 10 水道料金の減免（水漏れ）……………P.20
- 11 水道料金の控除（濁り水）……………P.21
- 12 下水道使用料の減免……………P.22
- 13 農地農業用施設災害復旧事業（国・県補助）……………P.23
- 14 農地農業用施設災害復旧事業（市単独）……………P.24
- 15 介護保険料の減免……………P.25

4. こども・子育て等の支援

5. 教育等の支援

■ 支援制度一覧は、随時更新し、更新内容は、宇和島市のホームページにてお知らせします

■ 宇和島市ホームページアドレス：<https://www.city.uwajima.ehime.jp/>

■公開する情報		大分類 1. 相談窓口 4. こども・子育て等の支援 2. 住宅支援 5. 教育等の支援 3. 生活支援									
新規・改訂	大分類	小番号	制度の名称	実施区分	罹災証明書	適用条件	支援の種類	申請開始日	申請期日	問い合わせ先	電話番号
	1	01	くらしの相談窓口（被災者生活相談）	市	不要	不要	相談	随時	-	福祉課	0895-49-7109
	1	02	被災者生活・健康支援（心身についての相談、心の相談、こども心身ケア）	市	不要	不要	相談	-	-	保険健康課	0895-49-7021
	1	03	被災高齢者の相談	市	不要	不要	相談	2024/4/18	-	高齢者福祉課	0895-49-7019
	1	04	法律相談	市	必要	不要	相談	予約開始日	-	総務課	0895-49-7005
	2	01	宇和島市ボランティアセンター	社協	不要	担当部署確認	ボランティア	2024/4/17	-	宇和島市社会福祉協議会 地域福祉課	0895-23-3711
	2	02	市営住宅の一時使用	市	必要		現物支給・現物貸与	2024/4/17	-	建築住宅課	0895-49-7028
	2	03	ブルーシートの配布	市	不要	不要	現物支給	2024/4/19	-	危機管理課	0895-49-7006
	2	04	災害復興住宅融資	住宅金融支援機構	必要	担当部署確認	融資	随時	随時	住宅金融支援機構	0120-086-353
	2	05	木造住宅耐震改修等事業補助金	市	不要	担当部署確認	補助金	2024/4/1	2024/12/27	建築住宅課	0895-49-7028
新規	2	06	被災者住家修理支援事業	市	必要	担当部署確認	補助金	2024/7/1	2025/3/31	建築住宅課	0895-49-7028
	3	01	生活福祉資金貸付制度（福祉資金：一般貸付）	市	不要	不要	貸付	随時	-	宇和島市社会福祉協議会	0895-23-3711
	3	02	災害弔慰金	市	不要	不要	現金支給	随時	-	福祉課	0895-49-7109
	3	03	災害障害見舞金	市	不要	不要	現金支給	随時	-	福祉課	0895-49-7109
	3	04	被災見舞金の給付	市	必要	準半壊	給付	随時	-	福祉課	0895-49-7109
	3	05	個人番号カードの再発行手数料免除	国	必要	担当部署確認	免除	随時	-	市民課	0895-24-1111（内2916）
	3	06	国民年金保険料の免除（災害分）	市年金事務所	不要	不要	免除	2024/4/23	-	市民課 宇和島年金事務所	0895-24-1111（内線2133）
	3	07	国民健康保険料の減免	市	必要	半壊	保険料減免	随時	随時	保険健康課	0895-24-1111（2120）
	3	08	後期高齢者医療保険料の減免	広域連合	必要	一部損壊	保険料減免	随時	随時	保険健康課	0895-24-1111（2121）
終了	3	09	地震によるごみの処分	市	不要	一部損壊		2024/4/19	2024/4/30	生活環境課	0895-49-7013
	3	10	水道料金の減免（水漏れ）	市	不要	担当部署確認	料金減免	2024/4/18	修繕後3か月以内	水道局・業務課	0895-22-5265
	3	11	水道料金の控除（湧り水）	市	不要	担当部署確認	料金控除	2024/4/18	なし（※放水完了後）	水道局・業務課	0895-22-5265
	3	12	下水道使用料の減免	市	不要		減免	2024/4/19	-	都市整備課	0895-49-7027
	3	13	農地農業用施設災害復旧事業（国・県補助）	市県国	不要	-	補助（国）	随時	-	農林課 愛媛県	49-7022 22-2341
	3	14	農地農業用施設災害復旧事業（市単独）	市	不要	-	補助（市）	随時	-	農林課	49-7022
	3	15	介護保険料の減免	市	必要	担当部署確認	保険料減免	随時	随時	高齢者福祉課	0895-24-1111（2161）

制度の分類

1. 相談窓口

大分類

1

小No.

01

制度の名称

くらしの相談窓口（被災者生活相談）

担当部署・連絡先

福祉課

/

福祉総務係

/

TEL：0895-49-7109

利用できる方

豊後水道を震源とする地震：震度5強によって被災された方

制度の内容

■相談内容

住宅支援、生活支援、子ども・子育て支援、教育等の支援、高齢者・障がい者への支援などに関する相談と担当窓口を紹介いたします。

※この相談窓口では、日常生活の中で、介護や子育てのこと、仕事や金銭面のことなど、様々なお困りごとのほか、被災された方が、安心して生活するためのお手伝いをする窓口です。

※必要な対応や手続きを行う窓口の紹介・問合せを行います。

必要なもの

※後日提出可

■本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/soshiki1820210421-html.html>

制度の分類	
1. 相談窓口	

大分類	小No.
1	02

制度の名称
被災者生活・健康支援（心身についての相談、心の相談、こども心身ケア）

担当部署・連絡先
保険健康課 / 成人保健係 / TEL：0895-49-7021

利用できる方
令和6年豊後水道を震源とする地震による災害以降、心身について不安のある方

制度の内容
<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、窓口、家庭訪問等で保健師等が対応 ・本人または家族、周りの方からの相談可。匿名可。 <p>【受付時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9時～17時（平日のみ） <p>【受付場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市役所 保険健康課 ・吉田支所 保険健康課 ・三間支所 保険健康課 ・津島支所 保険健康課

必要なもの
無

受付期間
令和6年4月18日 ~ -

掲載ホームページURL

制度の分類

1. 相談窓口

大分類

1

小No.

03

制度の名称

被災高齢者の相談

担当部署・連絡先

高齢者福祉課 / 地域包括支援センター / TEL：0895-49-7019

利用できる方

被災された高齢者及びその家族

制度の内容

■ 相談支援

被災高齢者に対して、地域包括支援センターを中心に、包括的な相談支援を実施する。

必要なもの

特になし

受付期間

令和6年4月18日

～

-

掲載ホームページURL

制度の分類	大分類	小No.
1. 相談窓口	1	04

制度の名称
法律相談窓口

担当部署・連絡先
総務課 / 行政係 / TEL : 0895-49-7005

利用できる方
宇和島市民

制度の内容
<p>【相談内容】 トラブルなどでの法律に関すること。相談無料。宇和島市民対象。（※必ず予約が必要です。）</p> <p>【相談員】 弁護士</p> <p>【定員】 弁護士1人につき12人まで（1人15分程度）</p> <p>【予約】 予約は、予約開始日から電話・窓口で受け付けます。 （平日の午前9時～午後5時） ※必ずお名前とご連絡先、ご住所をお伝えください。 ※担当弁護士の都合により変更となる場合があります。</p>

必要なもの
特になし

受付期間
相談日の1週間前～相談日の午前中まで

掲載ホームページURL
https://www.city.uwajima.ehime.jp/event/soumuhoritsu05.html

制度の分類

2. 住宅支援

大分類

2

小No.

01

制度の名称

宇和島市ボランティアセンター

担当部署・連絡先

宇和島市社会福祉協議会 / 地域福祉課 / TEL : 0895-23-3711

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震により被災し、独力での家屋の片付けなどが難しい方

制度の内容

- ・家屋や家財の破損などにより発生した瓦礫の撤去補助
- ・散乱した家財道具の整理整頓
- ・災害ごみの搬出
- ・悩み事の相談支援

必要なもの

- ・特に無し

受付期間

令和6年4月17日

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/soshiki1820210421-html.html>

制度の分類

2. 住宅支援

大分類

2

小No.

02

制度の名称

市営住宅の一時使用

担当部署・連絡先

建築住宅課

/

管理係

/

TEL：0895-49-7028

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震によって住宅を失った被災者、住宅に困窮している方

制度の内容

■ 入居期間

入居日から原則6ヶ月以内（必要に応じて延長可）

■ 入居条件

- （1）使用料（家賃）、保証料（敷金）：全額免除
- （2）入居者の負担：光熱水費、共益費及び自治会費
- （3）退去時の修繕：使用者による破損の場合必要

必要なもの

※後日提出可

- 住民票又は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 罹災証明書（コピー可）
- 連帯保証人は不要です。

受付期間

令和6年4月17日

～

-

掲載ホームページURL

制度の分類

2. 住宅支援

大分類

2

小No.

03

制度の名称

ブルーシートを配布

担当部署・連絡先

危機管理課

/

復興まちづくり推進係

/

TEL：0895-49-7006

利用できる方

豊後水道を震源とする地震によって住家に被害を受け、応急的な対応としてブルーシートを希望する世帯

制度の内容

・被害状況がわかる写真等（スマートフォン等の画面で可）を準備の上、市役所危機管理課または各支所（吉田、三間、津島）へ直接お越しください。

※（住家以外の倉庫、車庫、店舗、工場などは対象外）

・設置は各世帯で行ってください。

必要なもの

住家の被害状況は、写真等（スマートフォン等の画面で可）で確認します。

※必要に応じて、後日、被害認定調査を実施します。

受付期間

令和6年4月19日

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/uwajima-zishin.html>

制度の分類

2. 住宅支援

大分類

2

小No.

04

制度の名称

災害復興住宅融資

担当部署・連絡先

住宅金融支援機構 / / TEL : 0120-086-353

利用できる方

次の（1）から（4）までのすべてに当てはまる方

- （1）自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、罹災証明書を交付されている方
- （2）居住するための住宅を建設、購入または補修する方
- （3）年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が一定の基準を満たしている方
- （4）日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

制度の内容

被災された住宅の再建方法（建設・購入・補修）および罹災証明書の程度区分によって融資が受けられる制度です。

詳細については、

「住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話無料）へお問合せください。

必要なもの

上記お問合せ先にてご確認ください。

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.jhf.go.jp/>

制度の分類

2. 住宅支援

大分類

2

小No.

05

制度の名称

木造住宅耐震改修等事業補助金

担当部署・連絡先

建築住宅課

/

建築指導係

/

TEL：0895-49-7028

利用できる方

- ・宇和島市内の対象住宅等を所有している方（一親等以内の親族含む）
- ・納期の到来した市税を完納している方

制度の内容

- 耐震化支援について
 - ①耐震診断 派遣方式：3,000円から診断可能
補助方式：補助額 最大4万円（補助率：3分の2以内）
 - ②耐震改修等 耐震改修工事：補助額 最大100万円（補助率：5分の4以内）
（設計監理：補助額 最大14万円（補助率：5分の1以内））
耐風改修工事：補助額 最大55.2万円（補助率：100分の23以内）
耐震シェルター設置工事：補助額 最大40万円（定額補助）
防災ハット設置工事：補助額 最大20万円（補助率：2分の1以内）
- ブロック塀等の除却・建て替え費用の補助について
補助額 最大30万円（補助率：条件によって異なります。） ※道路や公園等に面している

必要なもの

- ・必ず、着工前に申請してください。
- ・予算がなくなり次第、終了となります。
- ・詳しくは、ホームページをご覧ください。

受付期間

令和6年4月1日

～

令和6年12月27日

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/mokutaisin-kinkyusien-r6.html>

制度の分類

2. 住宅支援

大分類

2

小No.

06

制度の名称

被災者住家修理支援事業

担当部署・連絡先

建築住宅課

/

管理係

/

TEL：0895-49-7028

利用できる方

【補助の対象となる人】※すべての項目に当てはまる人が対象です。

・ 令和6年4月17日時点で市内在住の人（宇和島市の住民票が取得できる人）・ 地震災害により被害を受けた持ち家住家に係る「罹災証明書」の交付を受けた人 ・ これまで同補助金の交付を受けていない人

【補助の対象となる住宅】※賃借物件は除く。

・ 市内にある持ち家住宅（申請者本人、配偶者、親または子名義の住宅） ・ 集合住宅においては、申請者が居住している部屋（賃貸している部屋は不可） ・ 併用住宅（店舗兼住宅）においては、補助対象は居住部分のみ ・ これまで同補助金の交付を受けていない住宅

【補助の対象となる工事】

・ 罹災証明を受けている地震被害箇所の修繕工事 ・ 補助対象工事費が4万円以上であること（消費税及び地方消費税含む）

制度の内容

令和6年4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震により被害を受けた住家の修理に要する費用に対し、その一部を補助するもの。

【補助額】

補助対象工事費の25%（1千円未満切り捨て）、上限20万円

必要なもの

1. 交付申請時

- ① 宇和島市被災者住家修理支援事業補助金交付申請書
- ② 工事請負契約書または請書の写し
- ③ 工事内訳見積書の写し
- ④ 住宅の全景写真と補助対象工事箇所の写真
- ⑤ 住宅の所在地が特定できる地図の写し
- ⑥ 罹災証明書の写し（証明書発行場所：市役所5階税務課）

2. 工事完了後

- ① 宇和島市被災者住家修理完了実績報告書
- ② 補助対象工事をした箇所の完成写真
- ③ 工事代金領収書の写し
- ④ 工事内容の変更によって地震災害の修理に要する費用の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し及び変更後の工事内訳書の写し
- ⑤ 宇和島市被災者住家修理支援事業補助金請求書（請求日抜き）

受付期間

令和6年7月1日(月)

～

令和7年3月31日(月)

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/240417jyuukashuuri.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

01

制度の名称

生活福祉資金貸付制度（福祉資金：一般貸付）

担当部署・連絡先

宇和島市社会福祉協議会

/

/

TEL：0895-23-3711

利用できる方

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯

制度の内容

金融機関や公的な貸付制度からの借入が困難な上記世帯に対し資金を貸付し、世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とする制度です。

※住宅の補修費用（工事着手前）が貸付の対象になる可能性がありますので、まずは相談をお受けし、収入や補修内容等をお伺いさせていただきます。原則として、借入申込者が所有、居住する建物が対象（相談から資金納付まで1ヵ月程かかります）。

必要なもの

給料明細等の収入が分かる書類

※申請に至る場合は追加の書類が必要です。

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.uwajima-shakyo.or.jp/local/fukushi-shikin.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

02

制度の名称

災害弔慰金

担当部署・連絡先

福祉課

/

福祉総務係

/

TEL：0895-49-7109

利用できる方

- 死亡された方によって生計を主として維持していた遺族のうち死亡された方の配偶者（順位1）、子（順位2）、父母（順位3）、孫（順位4）、祖父母（順位5）
- 上記以外の遺族のうち死亡された方の配偶者（順位6）、子（順位7）、父母（順位8）、孫（順位9）、祖父母（順位10）
- 死亡された方の死亡当時に同居し、または生計を同じくしていた遺族のうち死亡された方の兄弟姉妹（順位11）

制度の内容

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡された市民のご遺族に対し災害弔慰金が支給されます。

■ 災害弔慰金の額

死亡者が生計を主として維持していた場合：500万円

その他の場合：250万円

必要なもの

災害弔慰金にかかる受領申出書を提出後、下記事項について聞き取り調査を行います。

- 死亡者の死亡状況
- 死亡者の遺族に関する事項

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gou201807/saigaichoikin.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

03

制度の名称

災害障害見舞金

担当部署・連絡先

福祉課

/

福祉総務係

/

TEL : 0895-49-7109

利用できる方

災害により、災害弔慰金の支給に関する法律別表に掲げる程度の障害を受けた方

制度の内容

- 災害により受けた障害のうち、以下に該当する障害となった場合に支給されます。
 1. 両眼が失明したもの
 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 6. 両上肢の用を全廃したもの
 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 8. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
- 見舞金の額
 - 生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合 250万円
 - その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円

必要なもの

災害障害見舞金支給申請書の提出後、下記事項について聞き取りを行います。

- 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日および負傷または疾病の状況
- 障害の種類および程度に関する事項

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gou201807/saigaichoikin.html>

制度の分類		大分類	小No.
3. 生活支援		3	04

制度の名称
被災見舞金の給付

担当部署・連絡先
福祉課 / 福祉総務係 / TEL：0895-49-7109

利用できる方
災害が直接的な原因で、住家被害や人的被害を受けた方

制度の内容		
■ 次の表に該当する被害を受けた世帯の世帯主に支給いたします。		
番号	被災状況	見舞金額（市）
①	住家の全壊	10万円／世帯
②	住家の大規模半壊または半壊	5万円／世帯
③	住家の「準半壊」または「一部損壊かつ床上浸水」	2万円／世帯
④	重傷者（14日以上入院治療を要する方）	2万円／人
⑤	軽傷者（14日以上通院治療を要する方）	1万円／人

必要なもの
番号①～③ ■ 宇和島市被災見舞金支給申請書 ■ 罹災証明書の写し ■ 振込通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー（振込希望の場合） 番号④～⑤ ■ 被災見舞金（負傷者）に係る申出書 ■ 治療期間を証明するもの（領収書の写しなど）

受付期間
随時 ～ -

掲載ホームページURL
-

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

05

制度の名称

個人番号カードの再発行手数料免除

担当部署・連絡先

市民課

/

窓口係

/

TEL：0895-24-1111（内2916）

利用できる方

豊後水道を震源とする地震（震度5強）により、個人番号カードを紛失等した方

制度の内容

個人番号カードの発行にあたっては、原則1,000円の手数料が設定されているものの、天災その他本人の責によらず個人番号カードを再発行する場合などは、その手数料を無料とする。

必要なもの

罹災証明書、本人確認書類

受付期間

令和6年4月17日

～

-

掲載ホームページURL

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

06

制度の名称

国民年金保険料の免除（災害分）

担当部署・連絡先

市民課

/

国民年金係

/

Tel : 0895-24-1111

利用できる方

豊後水道で発生した地震によって財産に被害を受けた国民年金第1号被保険者

制度の内容

【条件等】

被害が最も大きい財産（住宅・家財・その他の財産）に係る被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたものであること。（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）

【免除の内容】

令和6年4月分から令和8年6月分までの国民年金保険料の免除

（令和6年7月分以降については、改めて免除の申請が必要）

※老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となる。しかし、保険料の免除の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができる。

必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード等）

受付期間

令和6年4月23日

～

（過去期間は申請書が受理された月から2年1ヵ月前まで申請できる）

掲載ホームページURL

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20141218.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

07

制度の名称

国民健康保険料の減免

担当部署・連絡先

保険健康課 / 保険業務係 / TEL: 0895-24-1111 (内線2120)

利用できる方

災害・火災などにより居住する住宅に著しい損害を受けた被保険者の方

制度の内容

【内容】

・火災等の災害に見舞われ資産が著しく減少し、保険料納付が困難と認められる場合、保険料の減免制度があります。（被保険者の世帯の所得金額や損害の程度により減免の範囲、割合が異なりますので詳細はお問い合わせください。）

【問い合わせ先】

・宇和島市保険健康課保険業務係 TEL 0895-24-1111 (内線2120)

必要なもの

官公署発行のり災証明書など

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/genmen.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

08

制度の名称

後期高齢者医療保険料の減免

担当部署・連絡先

保険健康課 / 後期高齢者医療係 / TEL: 0895-24-1111（内線2121）

利用できる方

震災などの災害により居住する住宅に著しい損害を受けた被保険者の方

制度の内容

【内容】

・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により居住する住宅に著しい損害を受けた方について、保険料の減免制度があります。（被保険者の世帯の所得金額や損害の程度により減免の範囲、割合が異なりますので詳細はお問い合わせください。）

【問い合わせ先】

・宇和島市保険健康課後期高齢者医療係 TEL 0895-24-1111（内線2121）
（運営主体：愛媛県後期高齢者医療広域連合）

必要なもの

官公署発行のり災証明書など

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koukiiryou.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

09

制度の名称

地震によるごみの処分

担当部署・連絡先

生活環境課 / 廃棄物対策係 / TEL: 0895-49-7013

利用できる方

今回の地震によって市内の住家から発生したごみのうち、瓦、コンクリート片、ガラス類を自ら指定場所へ搬入できる方

制度の内容

今回の地震によって市内の住家から発生したごみのうち、瓦、コンクリート片、ガラス類について、下記の条件に基づいて持ち込んでいただければ市が無料で処分するもの。

◎持込できるもの

1. 瓦（落下するなどして破損したもの）
2. コンクリートがら（ブロック塀の破片など、瓦等を混ぜないこと）
3. ガラス類（「燃えないごみ」袋に入らないもの）

◎持込み場所 宇和島市リサイクルセンター（津島町高田丁165-3）

◎開設期間 令和6年4月19日（金）～4月30日（火）

◎受付時間 9：00～16：30

必要なもの

罹災状況の確認のため、搬入時に受付で住所・氏名等をご記入いただきます。

受付期間

令和6年4月19日（金）

～

令和6年4月30日（火）

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/15/saigai-kariokiba.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

10

制度の名称

水道料金の減免（水漏れ）

担当部署・連絡先

水道局・業務課 / お客さまセンター / TEL：0895-22-5265

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震によって、水漏れが発生した方

制度の内容

漏水量の2分の1を減免します。

- 対象 地震を原因とする漏水（地下漏水のほか、屋外散水栓や給湯配管も含まれます）
- 期間 令和6年4月使用分を含む検針期間
5月検針 宇和島地区
6月検針 吉田・三間・津島・宇和海地区
- 減免水量 漏水量の2分の1

必要なもの

- 水道料金減免申請書

宇和島市市営給水装置工事事業者による修繕が必要です。

申請書に「漏水修理工事証明欄」があります。修理請負業者にご相談のうえ、申請してください。

受付期間

漏水か所の修繕完了後

～

3か月以内

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/suidou/jisin-genmen.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

11

制度の名称

水道料金の控除（濁り水）

担当部署・連絡先

水道局・業務課 / お客さまセンター / TEL：0895-22-5265

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震によって、濁り水が発生した方

制度の内容

水の濁りを解消するために流した水については、料金を請求しません。

- 対象 地震を原因とする濁水
- 期間 濁水発生から解消するまで

放水時間に応じて、放水量を認定します。
放水量に相当する料金を、請求前に控除します。

必要なもの

- 電話等による連絡

濁り水の状況や放水時間を、電話等でお知らせください。

受付期間

放水完了後

～

-

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/suidou/jisin-genmen.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

12

制度の名称

下水道使用料の減免

担当部署・連絡先

都市整備課 / 管理係 / TEL : 0895-49-7027

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震によって漏水等が発生した方

制度の内容

- 下水道使用料減免対象
 - ・漏水等により、下水道に流れなかった排水
(令和6年4月使用分を含む2か月分の範囲の下水道使用料)
 - ・濁り水解消のために流した排水
- 減免の方法
 - ・水道の計量水量から平常時使用水量を差し引いた水量分の下水道使用料を減免

必要なもの

- 下水道使用料減免申請書
- 漏水等の確認が取れるもの
(漏水箇所の修繕前・後写真、修繕費用の領収書など)
※水道局に提出済の場合は添付不要

受付期間

令和6年4月19日 ~ -

掲載ホームページURL

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gesui/toshi16.html>

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

13

制度の名称

農地農業用施設災害復旧事業（国費）

担当部署・連絡先

農林課

/

農林土木係

/

TEL：0895-24-1111

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震によって農地・農業用施設が被災し営農に支障が生じている方。

制度の内容

・採択要件

【農地】

受益戸数：1戸以上

事業費：40万円以上

【農業用施設】

受益戸数：2戸以上

事業費：40万円以上

負担区分

【農地】国50% 市35% 地元15%

【農業用施設】国65% 市25% 地元10%

※測量・設計費用を含む。

必要なもの

・施工申請書

受付期間

令和6年4月17日

～

-

掲載ホームページURL

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

14

制度の名称

農地農業用施設市単独災害復旧事業（補助金）

担当部署・連絡先

農林課

/

農林土木係

/

TEL：0895-24-1111

利用できる方

令和6年豊後水道を震源とする地震によって農地・農業用施設が被災し営農に支障が生じている方。

制度の内容

・採択要件

【農地】

受益戸数：1戸以上

事業費：10万円以上40万円未満

【農業用施設】

受益戸数：2戸以上

事業費：10万円以上40万円未満

・負担区分

【農地】市50% 地元50%

【農業用施設】市60% 地元40%

必要なもの

・写真

着工前・施工中・完成

受付期間

令和6年4月17日

～

-

掲載ホームページURL

制度の分類

3. 生活支援

大分類

3

小No.

15

制度の名称

介護保険料の減免

担当部署・連絡先

高齢者福祉課 / 介護保険係 / TEL: 0895-24-1111 (内線2161)

利用できる方

震災などの災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方

制度の内容

【内容】

・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産に著しい損害を受けた方について、介護保険料の減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

n 宇和島市高齢者福祉課 介護保険係 TEL:0895-24-1111 (内線2161)

必要なもの

官公署発行のり災証明書など

受付期間

随時

～

-

掲載ホームページURL